



オレンジリボンには
子どもの虐待を防止する
というメッセージが
込められています

【虐待の種類】

身体的虐待	たたく、殴る、蹴る、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、部屋に監禁する、など
性的虐待	子どもへの性的行為、性器を触ることや触らせる、ポルノグラフィの被写体にする、性的行為を見せる、など
ネグレクト (保護の怠慢・放棄)	食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力をふるう(面前DV)など

【「虐待かも」と思ったら通告を】

児童虐待防止法で、虐待を受けていると思われる児童を発見した場合は、児童相談所か市区町村の窓口に通告することが義務付けられています。通告することは、子どもと家族をサポートする行為です。

①福岡県宗像児童相談所 ☎(37)3255

②児童相談所全国共通ダイヤル「189」(付近の児童相談所に接続)

③市子ども家庭相談室 ☎(36)1302

(①②は年中無休、24時間受付。③は祝日・年末年始を除く、月～金曜日の8:30～17:00)

* 匿名での通告可。通告者のプライバシーは法律で守られます。通告内容が相手や周囲にもれることはありません。また、通告した情報が間違っている、通告者が罰せられることはありません

【相談できる場所があります】

市役所内の「子ども家庭相談室」では、18歳までの子ども、妊産婦とその家族に関するあらゆる相談に応じています。個人の秘密は固く守られますので気軽に相談してください。

☎子ども相談支援センター子ども家庭相談室 ☎(36)1302

STOP！ 児童虐待・女性に対する暴力

11月は児童虐待防止月間です

「しつけのつもり」「子どものためにやっている」。しかし、子どもが傷ついていればそれは虐待です。

“未来へと命を繋ぐ189”

11月12日～同25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です

DV(ドメスティック・バイオレンス)、ストーカー、セクハラ、性犯罪といった暴力は、私たちの身近で起こっています。特にDVは「配偶者」や「パートナー」などの親密な関係での暴力のことをいい、重大な事件につながることも多くあります。

【DVの種類】

身体的暴力	殴る、蹴る、突き飛ばす、髪を引っ張る、物を投げつける、胸ぐらをつかむ、家から閉め出す、食事や睡眠を制限する、病院を受診させない
精神的暴力	どなる、無視、周囲の物に当たり散らす、強すぎる束縛、スマートフォンや携帯電話で行動を制限、長時間の説教
経済的暴力	借金をさせる、生活費や学費を渡さない、お金の使い道を細かくチェックする、生活費などを「ください」と言わないと渡さない
性的暴力	わいせつな写真や動画を無理やり見せたり撮影する、強制的な性行為、避妊に協力しない、中絶の強要
子どもを利用した暴力	子どもに相手の悪口を吹き込む、子どもの前で暴力を振るう(面前DVという虐待)

【相談できる場所があります】

● 周りの人からDVの相談を受けたら、話をじっくり聞いて「あなたは悪くない。暴力は振るった側の責任」と伝えてください。専門機関への相談を勧めましょう

● 自分がDVを受けているかも？と思ったら相談してみませんか

①女性支援相談員 ☎(36)0048(面接・電話)

所 男女共同参画推進課(北館2階)9:00～16:30

②こころと生き方の相談 ☎(36)1156(面接・電話)

所 市役所本館1階・相談室13:00～17:00(面接受付は16:30まで)

①②相談日 月～金曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く)

☎男女共同参画推進課 ☎(36)0048



パープルリボンは
「女性に対する
暴力根絶」
のシンボルです

自治会

に入りましょう。住みよいまちは身近なつながりから生まれます。

地域に住んでいる人たちが協力し合って住みよいまちづくりを目指す自治組織「自治会」。その活動は、主に加入者の会費で自主的に運営されています。

自治会の役割ってなに？

自治会では、清掃活動や祭りなどの交流行事だけでなく、地域の安全は自分たちで守るという意識のもと、防犯灯を設置したり、通学路の見守り活動や防犯パトロールをしたりしています。今年も、大雨や台風、地震の被害などの災害時に、自治会があることで避難所運営が円滑に進んだという話を聞きます。このように、最も身近な地域の互助組織の必要性が増しています。

自治会の活動内容はさまざまです。おもいきって地域の活動に参加してみましょう。

11月は自治会加入促進月間です

以前は90%を超えていた市全体の自治会加入率が、現在では71.6%と低下傾向です(平成30年1月末現在)。一方、核家族化・高齢化などで生活様式が変化する中、自治会の役割がますます重要になっています。市では毎年11月を「自治会加入促進月間」と定め、自治会加入の促進に取り組んでいます。

地域の行事や自治会活動に関わると、自分の住んでいる地域にもっと関心や愛着がわきます。いま一度、自治会の役割について見つめ直してみましょう。

* 自治会に加入するには、自治会長や役員らに連絡してください。連絡先が分からないときは、近所の人に尋ねるか☎へ連絡を

☎コミュニティ協働推進課 ☎(36)5394



(広告)

インドアテニススクール入会キャンペーン中

11月18日(日)迄に申し込みされる場合は入会金2,160円が無料になります！
準備金としてGAテニスショップで使える最大で10,000円分の商品券を進呈！

◇ ニーズに合わせた様々なクラスをご用意しています

- ・初心者特別割引クラス
- ・悠悠クラス
- ・トーナメントクラス
- ・キッズクラス
- ・ジュニアクラス
- ・中高生クラス
- ・ジュニア選手クラス
- ・他

◇ キッズ・ジュニアテニススクール市内送迎バス運行中

- ・月～金曜日迄の平日限定。
- ・コース、時間の詳細はお問い合わせください。

グローバルアリーナ

〒811-4153 福岡県宗像市吉留46-1
http://g-arena.com

電話 0940-33-9680

無料体験
受付中！

レンタルラケット
シューズ
無料貸し出し！

(テニスコート直通)

11/13(火)・11/29(木)・12/11(火)

宗像ユリックス 受付13時～16時

相談は17時まで

会議室5にて無料相談を実施

遺言、相続、離婚、その他お困りごと

困ったことは
何でも
ご相談下さい。

行政書士合同事務所ロイテック 行政書士 伊藤弘幸

☎ 092-692-1151

携帯 090-7980-1240

事務所 古賀市中央1-1-50 自宅 宗像市



予約不要・先着順
お気軽にどうぞ

【豊かな人権感覚を培おう！】平成29年度 小・中学生作成の人権標語を毎号紹介します。人権は、「人が生存と自由を確保し、幸福を追求する権利」。みなさん、人権を考えてみませんか。(10～11ページ) ☎人権対策課 ☎(36)1270